

第31回 市民動物園会議

平成28年11月22日(火)
9:30から
円山動物園プラザ

<次 第>

- 1 札幌市円山動物園第2次基本計画 ((仮) 札幌市円山動物園事業推進計画 2017) について
- 2 市民動物園会議委員あてメールの取扱について

【配布資料】

資料1-1 基本計画（改訂版・2012年度策定）の概要～「人と動物と環境の絆をつくる動物園」を目指して～

資料1-2 (仮) 札幌市円山動物園事業推進計画 2017 の概要

資料1-3 全国主要動物園 財務状況調査結果

資料1-4 収支の見込みについて（参考資料）

資料2-1 市民動物園会議委員あてメール（委員のみ配布）

資料2-2 札幌市附属機関設置条例

資料2-3 市民動物園会議規則

資料2-4 市民動物園会議の傍聴に関する要領

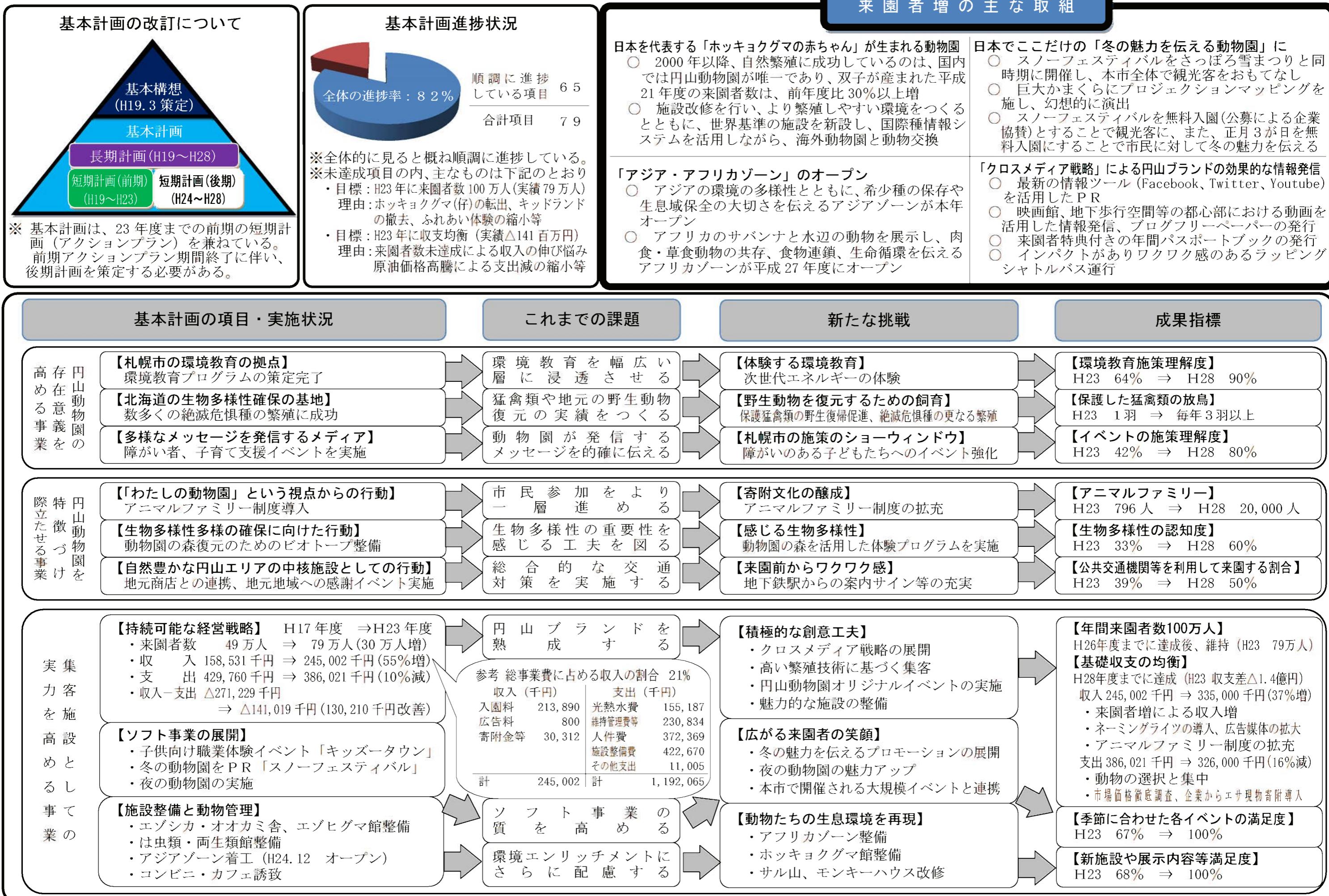
第31回市民動物園会議名簿

氏 名	職業（役職）
金子 正美	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類教授
高井 哲彦	北海道大学大学院経済学研究科准教授
上田 得一	公募委員
後山 直久	株式会社 テレビ北海道 事業部部長
佐藤 香	公募委員
高山 裕史	札幌商工会議所観光部会部会長 株式会社 さっぽろテレビ塔 代表取締役社長
巽 佳子	公募委員
中山 法子	株式会社 BeggarSwindle 社員
八木 由起子	株式会社 えんれいしゃ/北海道生活 編集長
矢野 信一	円山西町町内会会长

※グレースケールは欠席委員。

※五十音順

基本計画（改訂版・2012年度策定）の概要 ~「人と動物と環境の絆をつくる動物園」を目指して~



円山動物園は「人と動物と環境の絆をつくる動物園」を目指すため新たな挑戦を続けます！！



○基本計画（改訂版・2012年度策定）のまとめ

～様々なアクションプランを展開するも成果指標の達成状況は課題

1 基本計画（改訂版・2012年度策定）の概要

平成25年3月に策定した基本計画（改訂版・2012年度策定）では、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とし、「体験する環境教育」や「野生動物を復元するための飼育」といった9つの“新たな挑戦”を掲げ、様々なアクションプランを展開してきました。

主なアクションプランの内容

新たな挑戦	アクションプラン（項目）	結果
体験する環境教育	環境教育プログラムの推進	円山動物園において実施する環境教育の様々な取組を体系的に整理し、より効果的に環境教育を推進していくために環境教育プログラムを策定しました。
	環境を考えるイベントの実施	世界的な環境イベントである「アースデイ(地球のことを考え行動する日)」を始め、市民・企業・NPO等と共同で様々なイベントを開催したり、園内関係施設のエネルギー対策や絶滅危惧種に関する出前講座を開催しました。
野生動物を復元するための飼育	北海道の野生動物復元プロジェクトの推進(動物園の森)	市民団体と連携してシンポジウムを開催するなど、普及啓発を行いました。 また、動物園の森ボランティアと協働し、外来植物の駆除、植物の生息データーの収集・管理を行いました。
	種の保存に向けた絶滅危惧種の園内繁殖の推進	レッサーパンダを始めとした絶滅危惧種を積極的に導入し、繁殖を進めてきました。 また、国内外動物園と動物交換を行ってきました。
札幌市の施策の窓口	子育て支援のメッセージを発信するイベントの実施	区と連携し、毎月1回「子育てサロンあおぞら in 円山動物園」を開催したり、円山の自然環境の中で、子どもたちの心をはぐくむ放課後自然体験「ここいく」を週2回開催しました。
	生き生きとした高齢化社会のメッセージを発信するイベントの実施	敬老の日に長寿動物に特別メニューを与えるとともに、来園者から寄せ書きの募集や来園者と飼育動物の長寿をお祝いする会を開催しました。
	市民芸術文化のメッセージを発信するイベントの実施	地下鉄円山駅構内で写真展やフォトコンテストを実施したり、夜の動物園でカメラ教室を開催しました。 また、SAPPORO CITY JAZZと連携し、園内でイベントコンサートを開催したり、札幌国際芸術祭2014と連携した「円山動物園壁面アート展」を開催しました。
の醸成	アニマルファミリー制度の拡充	お気に入りの動物に家族のような愛着を持っていただくための寄附制度「アニマルファミリー制度」を発展させ、より多くの方に親しんでいただける「サポートクラブ」の運用を新たに開始しました。
物多様性	猛禽類野生復帰プロジェクトの推進	猛禽類野生復帰施設を建設し、傷病鳥獣として保護された猛禽類の野生復帰訓練・放鳥を実施しました。 また、シマフクロウを導入して、ペアリングも開始するとともに、繁殖研究棟を建設し、繁殖技術の調査研究に着手しました。

新たな挑戦	アクションプラン（項目）	結果
ワクワク感 来園前からの	円山エリアの総合的な交通対策の実施	<p>ゴールデンウィーク期間中に、ばんけいスキー場の臨時駐車場を開設し、シャトルバスも運行しました。また、バス事業者との連携により、スノーフェスティバル期間中、さっぽろ雪まつり会場との往復シャトルバスを運行しました。</p> <p>さらに、夏期において円山公園バスターミナルから大倉山ジャンプ競技場と当園を循環するシャトルバスも運行しました。</p>
	来園者数100万人に向けた集客の取組(イベントによる集客)	<p>四季を通じた様々なイベントを実施し、広報エリアも札幌広域圏組合の構成市町村や近隣市町村に拡大しました。</p> <p>また、さっぽろ雪まつりなど、札幌市の大規模イベントの開催と連動させ、円山動物園のイベントを開催しました。</p>
積極的な創意工夫	支出削減に向けた取組	<p>暖房用の熱源転換を行い、熱エネルギーベースで約50%の削減を行ったり、夜間開園用の照明器具を省エネ型に変更しました。</p> <p>また、暖房・空調用大型ファンをインバーターによる回転数制御などを行うことにより、使用電力量の削減を行いました。</p>
	冬の魅力を伝えるプロモーションの展開	<p>氷のすべり台を設置し、札幌の冬の魅力そのものも伝えるイベント「スノーフェスティバル」をさっぽろ雪まつりと同時期に開催しました。</p> <p>また、冬季にも夜の動物園を実施したり、正月イベントの開催や三が日に干支に因んだイベントを開催しました。</p>
広がる来園者の笑顔	夜の動物園の充実	<p>来園者の動向や動物への影響を考慮した上で、実施日数を増やしました。</p> <p>また、週替わりでイベントも開催するなど、充実を図りました。</p>
	動物の魅力をより深く伝えるための取組	<p>飼育員自らが語りかける「ホッキョクグマトーク」や「飼育員カフェトーク」を開催しました。</p> <p>また、出前講座やラジオ番組でも飼育員トークを行いました。</p>
動物たちの生息環境の再現	アジアゾーン整備	地理や気候の違いなどアジアにおける環境の多様性とともに、希少種の保存や生息域保全の大切さを伝える3つの建物からなる「アジアゾーン」を整備しました。
	アフリカゾーン整備	アフリカのサバンナと水辺に生息する動物たちを中心に展示することにより、肉食・草食動物の共存、食物連鎖、生命循環を視覚的に理解できる「アフリカゾーン」を整備しました。
動物たちの生息環境の再現	遊具広場の整備	オランウータンのロープ渡りやブレーリードッグの巣穴等を模した遊具を設置し、子どもたちが楽しくゆっくりと滞在することのできる木製遊具広場「まるっぱ」を整備しました。
	北海道・北方圏ゾーン整備	国際的な施設基準を満たす「新ホッキョクグマ・アザラシ館」の建設工事に着手しました。
動物たちの生息環境の再現	サル山の整備	環境エンリッチメントに配慮することにより、集団生活を行うニホンザルの行動を引き出すコンセプトに基づき、学生ワークショップ及び市民から出された意見を参考に、川を模した設備等を設置する等して、立体的な空間づくりに配慮した施設に改修しました。
	ふれあいゾーンの充実	<p>「ヒツジのふれあい広場」の整備を行いました。</p> <p>また、動物たちの行動を間近で見たり、飼育員による動物の生態等の詳しい解説などを見学できるイベント「みんなのドキドキ体験」において、時間を定めにくい給餌タイム等について積極的に園内放送を実施した他、曜日や実施時間帯により内容を変更する等、メニューの拡充を図りました。</p>
ゾウ導入調査		市民アンケートの実施などの調査結果に基づき、アジアゾウの導入（平成30年度）を決定しました。

2 基本計画（改訂版・2012年度策定）における成果指標の達成状況

一方、基本計画（改訂版・2012年度策定）全体の達成状況については、以下の表に掲げた9つの成果指標に基づき評価を行うこととしていました。

その結果、基本計画（改訂版・2012年度策定）前の平成23年度当初に比べて、多くの指標等は向上しましたが、結果として、当初掲げた目標値に到達したのは、「③イベントに対する来園者の施策理解度」と「⑤生物多様性の認知度」の2つのみとなっており、基本計画（改訂版・2012年度策定）期間中での目標達成には課題が残る結果となりました。

成果指標	平成23年度	平成27年度	目標値 (平成28年度)
①来園者の環境教育施策理解度	64%	77%	90%
②保護猛禽類の放鳥	1羽	1羽	3羽以上
③イベントに対する来園者の施策理解度	42%	91%	80%
④アニマルファミリーへの登録者数	796人	3,043□*	20,000□*
⑤生物多様性の認知度	33%	85%	60%
⑥公共交通機関による来園の割合	39%	44%	50%
⑦入園者の数及び基礎収支の改善	79万人 △1.4億円	98.1万人 △1.3億円	100万人 均衡
⑧季節に合わせたイベントの満足度	67%	97%	100%
⑨新施設及び展示内容の満足度	68%	77%	100%

*「アニマルファミリー」は、平成26年度から新規登録を停止し、27年度から新制度に移行した。

3 次期計画策定に向けて

基本計画（改訂版・2012年度策定）では、来園者100万人の達成を優先し、様々な取組を進めてきましたが、その一方で、動物を飼育する上での基本となる安全への配慮がおろそかになる局面も生じてしまいました。

そして、平成27年7月にマレーグマの死亡事案を引き起こし、同年8月には動物管理センターから、動物園としては異例となる改善勧告を受けました。

円山動物園は、この事態を重く受け止めつつ、次期計画策定に向けては、その反省を踏まえ、これから動物園運営をしっかりと着実に行っていきます。

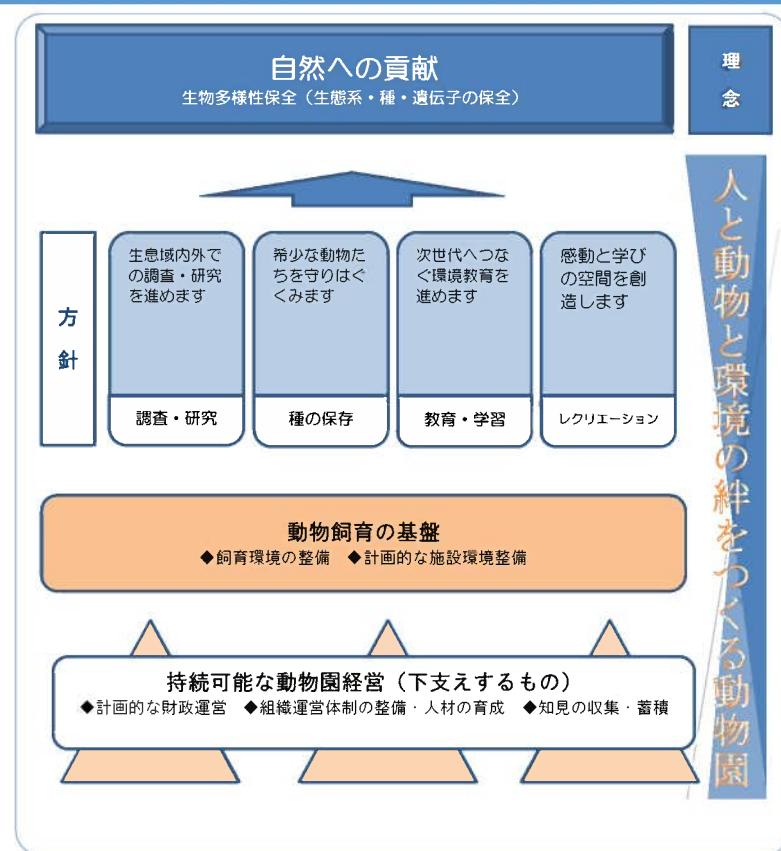
○「（仮）円山動物園事業推進計画 2017」の全体像

～“人と動物と環境の絆をつくる動物園”を目指して

これから円山動物園では、動物園の社会的使命である、『調査・研究』『種の保存』『教育・学習』『レクリエーション』の全てを果たすべく積極的な取組を進め、地球規模の生物多様性※の保全に貢献していきます。

また、『動物飼育の基盤』をしっかりと整えるとともに、これらを下支えする『持続可能な動物園経営の視点』の2つを加えた6つの体系により、各種事業・取組を進め、基本構想で示した“人と動物と環境の絆をつくる動物園”の実現を目指していきます。

※生物多様性：多種多様な生き物が存在し、それらが互いにつながりを持っていることを表すこと



○策定の必要性と背景

～社会環境の変化に対応するために

以下のような社会環境の変化に対応しつつ、今後も計画的かつ持続的に動物園運営を推進していくため、この計画を策定します。

- 1 生物多様性の保全について、動物園の役割がますます重要になるとともに、動物の福祉向上のために、飼育動物の安全確保や環境エンリッチメントへの配慮等が強く求められるようになり、動物園運営を取り巻く環境が大きく変化していること。
- 2 アジアゾウの導入が決定されるとともに、アフリカゾーンをはじめ、新ホッキョクグマ・アザラシ館等の魅力ある施設の開業に伴い、大幅な来園者数の増加が見込まれること。
- 3 基本計画（H19）の策定から10年が経過し、札幌を訪れる観光客の増加など、社会経済環境の変化が著しいこと。

○位置づけと計画期間

～「札幌市まちづくり戦略ビジョン」に基づく5年間の個別計画

「札幌市円山動物園基本構想」（平成19年3月）で掲げる、“人と動物と環境の絆をつくる動物園”という基本理念を実現するため、動物園運営の具体的な基本方針と事業・取組をまとめたものであり、札幌市のまちづくりの指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（平成25年2月）に基づく個別計画として位置づけられるものです。

計画期間：平成29年度～平成33年度（2017年度～2021年度） 5年間

※ この資料は、平成31年度（2019年度）までの施策をまとめた「札幌市まちづくり戦略ビジョン2015」との整合を図って整理しています。32年度以降の計画案については、次回以降の会議で提示を予定しています。

○（仮）事業推進計画 2017 期間中における来園者数の推計

～魅力ある動物舎とアジアゾウの導入効果で 115 万人を見込む

平成 29 年度については、平成 28 年 8 月に全面オープンしたアフリカゾーンの効果が本格化することにより、来園者数を約 95 万人と見込みます。

また、平成 30 年度については、平成 30 年春にオープンを予定しているホッキョクグマ・アザラシ館の効果が本格化することにより、来園者数を約 105 万人と見込みます。

さらに、平成 31 年度については、前年度に導入するアジアゾウ展示の効果が本格化することにより、来園者数を約 115 万人と見込みます。

このように来園者数は、続々と開設する新たな施設やアジアゾウを始めとした魅力ある動物の展示によって、大幅に増加することが見込まれますが、天候や動物の繁殖状況、さらにはこの計画で実施する事業・取組により増減する可能性があります。



○（仮）事業推進計画 2017 における主な事業・取組の案

～新たな方針と視点に基づき、検討を予定している今後の取組

【事業・取組一覧 ①】

方針・視点	事業・取組名	内容
「調査・研究」を推進する事業・取組	大学等研究機関との連携強化と調査・研究の推進	生息域内の保全活動や野生動物管理、動物園における種の保存活動等の推進に資するため、飼育する動物から得られる様々な情報・試料を用いた調査・研究を積極的に行います。実施に当たっては、大学等の研究機関との連携を図るとともに、その成果を論文や学会等で発信します。
	北海道の野生動物の生息状況や生態調査の推進	地元の野生動物の保全及び来園者に対する教育普及活動に資するため、大学や市民団体等と連携して、動物園周辺や札幌圏を中心とした北海道の野生動物の生息状況や解明されていない生態に係る調査を進めます。
	動物に関する飼育・診療データ蓄積・分析事業	動物の飼育及び診療に関するデータを恒常的に蓄積する体制を整えて調査・研究の基礎を築くとともに、分析を行い、飼育技術の向上、展示効果の増大、業務の効率化及び技術継承等につなげていきます。
	絶滅危惧種の繁殖の推進と繁殖技術の確立	絶滅危惧種及びその近縁種の繁殖の取組を進め、その繁殖技術を確立し、確実に継承することを目指します。
	北海道の野生動物の繁殖技術の確立	近年、生息数が減少しつつある猛禽類や二ホンザリガニを中心に、北海道に生息する野生動物の繁殖生理の解明に取り組み、繁殖・育成技術の確立を目指します。
	北海道の野生動物復元推進事業	負傷し、保護されたオオワシ等の猛禽類のトレーニング及び放鳥を推進することで、野生復帰に関する知見を蓄積し、将来的には動物園で繁殖した個体を放鳥・野生復帰させる技術を確立することを目指します。 取組に当たっては、環境省や研究者らと連携し、より効果的な手法の開発に努めます。 また、二ホンザリガニについて、飼育下繁殖により増えた個体を用いて、かつての生息地である動物園の森エリアへの試験的な放流を行い、定着・野生復元に向けた取組に着手します。
	国内外の連携強化による個体群保全への貢献	ホッキョクグマやユキヒョウなど絶滅危惧種の、国際的な飼育下個体群の保全活動に寄与するため、国内はもとより、海外の保全機関や生息地などとの連携を強化します。
	ゾウ導入事業	ゾウ舎などの施設整備、原産国との交流や職員研修などの準備を進め、ゾウ導入後は、ゾウの健康管理に必要な研修等を継続して行い、道内初となる繁殖を目指します。
	ホッキョクグマ・アザラシ館建設事業	国際的な保全活動に参画するとともに、ホッキョクグマという非常に注目度の高い動物を通して、より高度な環境教育を実践するため、世界基準に合致するとともに、新たな観覧手法を取り入れた施設建設を行います。
	ゾウ舎建設事業	積雪寒冷地である札幌市において、ゾウたちが一年を通じて、いきいきと暮らすことができるよう、屋内プールや大きな天窓を備えたゾウ舎を建設します。ゾウ舎内には、水浴びをするゾウの姿を間近で観察しながら環境について学ぶことできるレクチャールームも設置します。
「教育・学習」を推進する事業・取組	環境教育プログラムの充実と団体受け入れ機会の拡大	これまでに策定した環境教育プログラムを更に充実化させるとともに、ホッキョクグマ・アザラシ館（仮称）やゾウ舎（仮称）に設置されるレクチャールームを積極的に活用して、団体受け入れの機会の拡大を図るとともに、実物を観察しながらその動物達の特性や、直面している問題についてわかりやすく学ぶことができる環境教育プログラムを新たに策定します。

【事業・取組一覧 ②】

方針・視点	事業・取組名	内容
「教育・学習」を推進する事業・取組	園内の再生可能エネルギー設備を活用した環境教育の推進	<p>園内各所に設置されている太陽光や風力発電、木質バイオマス等の再生可能エネルギー設備を積極的に環境教育教材として活用するとともに、動物科学館に設置したデジタル地球儀「触れる地球」などの展示物を利用して、再生可能エネルギーの意義や環境保全の大切さ等についてわかりやすく解説します。</p> <p>実施にあたっては、総合学習の機会を捉える等して、活用場面の更なる拡大や、内容の充実化を図ります。</p>
	学校等教育機関との連携強化による教育活動の効果向上	<p>学校教育における動物園の利用価値拡大のため、学校等教育機関との連携を強化し、学校教諭らと協同で、年代別・目的別の環境教育プログラムの策定や年代別ワークブックの作成を進め、教育活動の効果向上を図ります。</p> <p>さらに、動物専門員等による学校への出前授業を拡充し、来園前後でのプレ教育、フォローアップ教育を行うことにより、動物園での教育効果を向上します。</p>
	動物たちの魅力をより深く伝える解説の実施	<p>職員が自らの体験をもとに、動物の魅力をより深く伝えるため、現在「ドキドキ体験」の一部として実施しているガイドのさらなる拡充を図り、より多くの方々が楽しみながら学ぶことができる機会を増やします。</p>
	来園者の学びをサポートする掲示物・情報発信の充実	<p>来園者の幅広い「知りたい」というニーズに応え、より多くの来園者がより楽しく、より深く生き物や環境問題などについて学ぶことができるよう、各動物舎における掲示物やホームページなどでの解説を拡充します。</p>
	地元の野生動物や生物多様性保全に関する教育活動の拡充	<p>動物園における調査研究で得られた地元の生物多様性に関する知見を積極的に発信するほか、フィールド研究者らとの連携により、多様な手法で札幌圏を中心とした北海道の野生動物の生態や現状についての教育活動を行います。</p>
	環境教育・科学教育を目的としたイベントの開催	<p>教育関係者や近隣の博物館系施設、環境保全に携わる人々と連携し、より自然や科学に親しむとともに、地球環境問題に関心を持ち、行動を起こすきっかけとするため、各種教育イベント開催します。</p>
	動物とのふれあいによる情操教育のあり方検討	<p>こども動物園を中心に、家畜動物や伴侶動物とのふれあいを通じた、「命」や「生き物との接し方」についての教育を行います。特に「命の教育」の実施に当たっては、より効果的な手法を検討します。また、これらを踏まえて、「ふれあいゾーン」のあり方の検討を進めます。</p>
	環境教育を担う人材の育成	<p>より高度な環境教育の担い手育成のため、世界的な環境教育プログラム「プロジェクト WILD」※1、「プロジェクト WET」※2等の指導者講習会を開催し、動物園を軸に指導者の育成を図ります。</p> <p>さらに、市民ボランティアガイドが、より高度なガイドを行うことができるよう、レベルアップを推進し、環境教育の担い手の拡充を図ります。</p>
	類人猿館改築事業	<p>昭和 52 年に建設され、老朽化が著しく、安全な飼育展示の確保が困難となりつある類人猿館の改築を行います。</p> <p>改築に当たっては、同施設で飼育するオランウータンの生態と動物福祉に配慮して、十分な広さを有し、かつ立体的で本来の行動を引き出すことができるような空間づくりを行うとともに、動物園の役割である種の保存や環境教育等の機能面の充実を図ります。</p>
	アジアゾーン熱帯雨林館屋外放飼場改修事業	<p>アジアゾーン熱帯雨林館のテナガザル屋外放飼場を、動物が安全に暮らすことができ、かつ、特有の行動である「腕わたり」（プラキエーション）を安全に観覧できる施設に改修します。</p> <p>なお、改修に当たっては将来的に他の動物の飼育にも活用できる施設とします。</p>

【事業・取組一覧 ③】

方針・視点	事業・取組名	内容
「レクリエーション」を提供する事業・取組	円山動物園観光誘客事業	円山動物園への外国人をはじめとする観光誘客のため、Wi-Fi環境整備や園内案内表示の多言語化等の受入環境整備、リーフレットの充実、観光関連事業との連携による観光プロモーション等の取組を行います。
	四季のプロモーション事業	季節に合わせたイベントを実施し、動物園公式ホームページや動物園により、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）などの広報媒体を活用した周知や観光関連事業者との連携により、情報発信を行います。 また、さっぽろ雪まつり期間において、観光客への情報発信を行います。
	観光関連事業者との連携事業	市内のホテル等の観光関連事業との協力連携により、コンシェルジュ等を招へいしての園内視察会を行い、魅力を体験しながらPRを推進するとともに、入園券付宿泊プランの企画協力を求めていきます。
	観光客向けおもてなし事業	団体観光客向けのお出迎え時のおすすめガイドやおもてなしグッズのプレゼント、大型バス駐車予約サービス、旅行者向けのおすすめコースマップの配布を行います。
	道外プロモーション事業	観光コンベンション部と連携するほか、大手観光情報サイトとの連携により、新施設のおすすめ情報や四季のイベント情報などを首都圏、関西圏等の旅行者向けに情報発信を行います。
	円山エリア連携によるプロモーション事業	大倉山などの周辺観光施設や商業施設等との連携によるエリアプロモーションを行います。
	高齢者・障がい者に優しいハートフル園路整備事業	園路の部分的な陥没や段差・はがれを解消し、勾配の均一化を図ることにより高齢者・障がい者を含めた全ての来園者が、安全・安心に園内散策できるようにするとともに、将来的な園内交通対策を検討します。
	正門ロータリー再整備事業	正門ロータリーに、ツアーバスや一般乗用車のための専用乗降場を整備するとともに歩道の再整備等も行います。
	園内緑化更新事業	50年・100年の長期にわたる樹木配置を念頭に置いて、新たに「緑化基本計画」を策定し、この計画に基づく老朽樹木の更新や植樹を行います。
	教育効果を向上させるための園内デザインのあり方に関する検討	動物地理学的展示等の効果を高めるため、植栽や外構、サイン、制服等も含む総合的な園内デザインの推進に向け、今後のあり方について検討します。
動物飼育の基礎を整える事業・取組	園内小規模整備事業	緊急点検・定期点検などで発見された不具合箇所の修繕を行うとともに、部分的な用途変更や新しい使用方法への対応など、通常の修繕では対応できない規模の改良・改修を行います。
	飼育展示・獣医療に携わる職員の育成	よりよい飼育展示・獣医療を実現するため、これらに携わる職員の技術・知見の向上を目的とした各種研修を行います。 また、積極的に国内外の動物園水族館と連携するほか、実際の生息地の視察を行うなどして、知見の収集・共有を行います。
	予防医学の観点に立った健康管理の取組	今後予想される動物たちの高齢化を見据え、動物の健康をより長く維持するため、獣医師と動物専門員が協力して、予防医学の観点に立った取組を進めます。 併せて、これまで実施してきた大型動物のハズパンダリートレーニング*についての検証や評価を実施するとともに、継続的なトレーニングが行えるよう、技術継承にも取り組みます。 ※ ハズパンダリートレーニング…動物の福祉向上のための手段の一つで、笛の音などの合図により動物が自ら特定の姿勢を取ることで、安全に世話を治療が行えるようにするためのトレーニング

【事業・取組一覧 ④】

方針・視点 整える事業・取組	事業・取組名	内容
持続可能な動物園経営に向けた事業・取組	環境エンリッチメントの推進	<p>動物福祉の向上を図るため、環境エンリッチメントの推進に引き続き取り組みます。</p> <p>さらに、モデル動物を選定し、より質の高い環境エンリッチメントの実現のため、“SPIDER モデル”*に基づき、計画を作成し、評価・検証を行います。</p> <p>* SPIDER モデル…目標設定 (Setting Goals) 、計画立案 (Planning) 、実行 (Implementing) 、効果の記述 (Documenting) 、評価 (Evaluating) 、再調整 (Re-Adjusting) の各頭文字を取っています。</p>
	動物専門員の採用	<p>動物飼育業務の高度化・専門化に対応するために新たに設置した「動物専門員」を平成 29 年度から採用します。また、現在の飼育員に対して、動物専門員の転任試験を実施します。</p> <p>平成 31 年度以降の円山動物園では、「動物専門員」が飼育展示業務を担当します。</p>
	「札幌市円山動物園基本構想」の今後のあり方に関する検討	策定から 10 年以上経過した「動物園基本構想」の進捗を改めて検証し、見直しも視野に入れつつ、今後のあり方について検討します。
	適正な入園料収入のあり方に関する検討	入園料等の収入や支出経費の見込みを踏まえ、他園館の状況や年間パスポートの利用実態などを調査し、今後の適正な入園料のあり方について検討します。
	広告料収入の増加に向けた取組の推進	企業との連携による協賛金や園内での広告掲出のあり方について検討を行い、広告料をはじめとする収入の増加に努めます。
	サポートクラブ事業	市民・企業と共に我がまちの動物園をより良く継続しようという意識を共有するために、市民・企業等から寄附金を募り、飼育動物のエンリッチメント向上や環境教育活動等を推進していきます。
	各施設における省エネの推進	園内施設の各種設備を効率的な運転管理により、更なる省エネを推進し、支出の抑制に努めます。
	各種事業の効果測定と検証	より効果的に各種教育事業やレクリエーション事業を推進するため、来園者アンケートを実施し、事業効果を検証します。また、動物展示についての来園者満足度を測定し、展示更新や施設の改修・建設に活用します。
	ホッキョクグマ・アザラシ館建設事業（再掲）	国際的な保全活動に参画するとともに、ホッキョクグマという非常に注目度の高い動物を通じたより高度な環境教育を実践するため、世界基準に合致するとともに、新たな観覧手法を取り入れた施設建設を行います。
	ゾウ舎建設事業（再掲）	積雪寒冷地である札幌市において、ゾウたちが一年を通じて、いきいきと暮らすことができるよう、屋内プールや大きな天窓を備えたゾウ舎を建設します。ゾウ舎内には、水浴びをするゾウの姿を間近で観察しながら環境について学ぶことのできるレクチャールームも設置します。
方針・視点 動物飼育の基盤を整える事業・取組	類人猿館改築事業（再掲）	<p>昭和 52 年に建設され、老朽化が著しく、安全な飼育展示の確保が困難となりつある類人猿館の改築を行います。</p> <p>改築に当たっては、同施設で飼育するオランウータンの生態と動物福祉に配慮して、十分な広さを有し、かつ立体的で本来の行動を引き出すことができるような空間づくりを行うとともに、動物園の役割である種の保存や環境教育等の機能面の充実を図ります。</p>
	アジアゾーン熱帯雨林館屋外放飼場改修事業（再掲）	<p>アジアゾーン熱帯雨林館のテナガザル屋外放飼場を、動物が安全に暮らすことができ、かつ、特有の行動である「腕わたり」（プラキエーション）を安全に観覧できる施設に改修します。</p> <p>なお、改修に当たっては将来的に他の動物の飼育にも活用できる施設とします。</p>

- 「年間来園者数 50 万人以上」で、自治体直営で管理運営を行っている全 9 館館（旭山、八木山、千葉、日本平、東山、京都、天王寺、王子、福岡）について、日本動物園水族館協会で実施している収支決算に合わせて財務調査を実施。

◆収入の部

<収入の内訳（平成 27 年度決算額）>

(単位：千円)

	円山動物園	他園館平均 (9 館)	他園館平均 との比較値	順位 (高額順)
入園料	267,568	342,905	▲ 75,337	6 位
入園料外収入	34,492	60,084	▲ 25,592	7 位
広告料	2,943	513	2,430	1 位
寄付金	13,239	10,618	2,621	5 位
雑収入	18,310	48,953	▲ 30,643	8 位
合計	302,060	402,989	▲ 100,929	6 位

<入園者の内訳（平成 27 年度）>

区分	円山動物園	他園館平均 (9 館)	他園館平均 との比較	順位
(1)有料入園者数	536,751	665,266	▲ 128,515	4 位
(2)無料入園者数	444,368	549,211	▲ 104,843	6 位
入園者総数	981,119	1,214,476	▲ 233,357	6 位
有料入園者割合	54.7%	54.8%		5 位

◆支出の部

<支出の内訳(平成 27 年度決算額)>

(単位:千円)

	円山動物園	他園館平均 (9 館)	他園館平均 との比較値	順位 (高額順)
人件費	349,736	432,269	▲ 82,533	6 位
光熱水費・燃料費	150,397	148,671	1,726	4 位
水道料(上・下)	64,780	82,624	▲ 17,844	4 位
電気	37,796	49,426	▲ 11,630	7 位
ガス・重油等	47,821	16,621	31,200	1 位
維持管理委託費	217,978	256,068	▲ 38,090	8 位
エサ代・薬品代	45,890	71,642	▲ 25,752	8 位
イベント／事務費	19,137	69,689	▲ 50,552	9 位
合計	783,138	978,339	▲ 195,201	6 位

◆収支比率 [収入総額 ÷ 支出総額]

<収支及び収支比率（平成 27 年度決算額）>

(単位:千円)

	円山動物園	他園館平均 (9 館)	他園館平均 との比較値	順位 (上位)
収入総額	302,060	402,989	▲ 100,929	6 位
支出総額	783,138	978,339	▲ 195,201	6 位
収支比率	38.6%	41.2%		5 位

～収支の見込みについて(参考資料)～

今後、単なる来園者数の増加を目指すのではなく、特に有料来園者の増加に向けた取組を強化することによって、収入の増加を図っていきたいと考えています。そのために、市民や道内の観光客に加え、道外や国外の観光客の誘客を促進していきます。

一方、新たな施設の開設や新規動物の導入により、維持管理経費等の支出が増加することが見込まれるため、さらに効率的な施設管理に努めるとともに、持続可能な経営に向けて、適正な収支状況のあり方についても検討していきます。

○収入見込み

有料来園者数の増加に向けた取組を強化することにより、入園料収入の増加を見込みます。

また、企業との連携による協賛金や園内での広告掲出などにより、広告料の増加も見込みます。

単位（百万円）			
年 度	29年	30年	31年
入園料	256	290	331
広告料	3	3	4
寄附金	13	13	13
公園使用料	11	11	11
雑収入	8	8	8
合 計	291	326	367

○支出見込み

ホッキョクグマ・アザラシ館やゾウ舎といった大型施設の整備に伴う維持管理費の増加やアジアゾウ4頭の導入に伴う飼料費、また、飼育業務に携わる職員の人工費等の増加を見込みます。

年 度	29年	30年	31年
人件費 <small>職員給与（臨時・非常勤含）、時間外勤務手当、特殊勤務手当等</small>	434	463	463
動物購入費	1	1	1
飼料費 <small>動物のエサ代等に要する経費</small>	45	55	65
医療費（動物） <small>治療用の薬品代等に要する経費</small>	2	3	3
電気料	41	51	53
水道費（含下水道料）	81	89	91
燃料費 <small>ガス・灯油代等に要する経費</small>	79	85	88
維持工事費 <small>施設改修に要する経費</small>	7	7	7
保険料 <small>損害賠償保険料等</small>	1	1	1
普及・宣伝費 <small>広報誌、リーフレット作成等に要する経費</small>	5	5	5
行事・催事費 <small>イベント・記念品等の制作費</small>	1	1	1
教育費・調査研究費 <small>大学への調査研究活動等</small>	2	2	2
委託費 <small>施設の維持管理業務委託等に要する経費</small>	187	220	235
諸税公課負担	0	0	0
その他	15	15	15
合 計	901	998	1,030

※ 国内の他の動物園館との比較を容易に一覧するため、この計画では、日本動物園水族館協会(JAZA)の収支決算と整合を保った項目により整理しています。

○収支差見込み

依然として支出が上回る見込みのため、さらなる収入の増加と経費の抑制に向けた取組を進めていく必要があると考えています。

年 度	29年	30年	31年
収 入	291	326	367
支 出	901	998	1,030
合 計	▲ 610	▲ 672	▲ 663

札幌市附属機関設置条例をここに公布する。

平成26年10月6日

札幌市長 上田文雄

札幌市条例第43号

札幌市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるものほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置)

第2条 本市の執行機関等（執行機関及び地方公営企業管理者をいう。以下同じ。）は、別表1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置するほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を設置する。

2 前項の規定により設置する附属機関のほか、特定の行政課題を調査し、又は審議するため、緊急又は臨時の必要がある場合には、執行機関等は、その規則又は管理規程で定めるところにより、臨時の附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。以下「臨時の附属機関」という。）を設置することができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関（臨時の附属機関を除く。以下第6条までにおいて同じ。）の所掌事務は、それぞれ別表1又は別表2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関を組織する委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の

定数は、それぞれ別表 1 又は別表 2 の定数の欄に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員等（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。
- 3 前 2 項の委員等は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関等が適當と認める者のうちから、当該執行機関等が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第 5 条 附属機関の委員等（臨時委員等を除く。以下この項及び次項において同じ。）の任期は、それぞれ別表 1 又は別表 2 の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員等は、再任されることができる。
- 3 臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれたものとみなす。

（部会等）

第 6 条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織（以下「部会等」という。）を置くことができる。

- 2 附属機関は、その定めるところにより、部会等の決議をもって附属機関の決議とすることができます。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、本市の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に別表 1 又は別表 2 に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員等である者は、この条例の施行

の日に、第4条第3項の規定により当該別表1又は別表2に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(札幌市情報公開条例の一部改正)

3 札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条中「及びこれに類する合議体」を削る。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表法律又はこれに基づく政令の定めるところにより置かなければならぬ附属機関の委員の項を削り、同表その他の附属機関の委員の項を次のように改める。

附属機関	オンブズマン	報酬月額	550,000円
	子どもの権利救済委員		290,000円
	上記以外の委員その他の構成員	報酬日額	12,500円

別表1（第2条関係）

執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	任期
市長	札幌市行政評価委員会	本市の事業及び施策に関する評価、本市の行政活動のうち特定の分野に関する評価並びに本市の行政活動について特定の観点からの評価を行うための審議並びに本市の行政評価制度についての審議に関すること。	8人以内	2年
	札幌市コンプライアンス委員会	本市における法令等遵守体制の確立及び職員の公正な職務の遂行の確保に関する重要な事項についての調査及び審議に関すること。	5人以内	2年
	札幌市アイヌ施策推進委員会	本市におけるアイヌ施策の実施状況、アイヌ施策の見直し及び新たなアイヌ施策についての審議に関すること。	10人以内	3年
	札幌市乗合バス路線維持審査会	市内バス路線の維持の必要性についての審査、市内バス路線の維持に係る補助金の交付申請に対する審査及び市内バス路線のうち特定の運行系統の収支改善についての審議に関すること。	5人以内	2年
	札幌市入札・契約等審議委員会	工事その他の本市が行う調達に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並	5人以内	2年

	びに本市における政府調達に関する協定の対象となる調達に係る苦情についての審議に関すること。		
札幌市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号又は第2号の規定に基づく老人ホームへの入所措置の要否についての審査に関すること。	6人以内	2年
札幌市福祉有償運送運営協議会	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に規定する福祉有償運送についての調査及び審議に関すること。	12人以内	2年
札幌市健康づくり推進協議会	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する健康増進計画その他本市の健康づくりに関する施策についての審議に関すること。	40人以内	2年
札幌市小児慢性特定疾患対策協議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患の治療研究事業に係る対象者の認定についての審査及び治療研究事業の実施に関する必要な事項についての審議に関すること。	6人以内	1年

札幌市医療安全推進協議会	医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11第1項に規定する医療安全支援センターの運営方針及び地域、医療機関等における医療の安全の推進についての審議に関すること。	12人以内	2年
札幌市予防接種健康被害調査委員会	本市が実施する予防接種による健康被害その他本市が実施する予防接種に関する必要な事項についての医学的な見地からの調査に関すること。	10人以内	2年
札幌市エイズ対策推進協議会	本市におけるエイズの感染の予防及びまん延の防止についての審議に関すること。	20人以内	2年
札幌市衛生研究所倫理審査委員会	衛生研究所が実施する疫学研究その他の医学研究についての倫理的及び科学的な観点からの審議に関すること。	5人以内	2年
市民動物園会議	円山動物園の運営方針についての審議に関すること。	10人以内	2年
札幌市大規模小売店舗の立地に係る生活環境影響評価専門家会議	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持についての審議に関すること。	8人以内	2年

	札幌市公共事業評価検討委員会	本市における公共事業（国からの補助金又は交付金の交付の対象となるものに限る。）について、その効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から再評価を実施するものに係る対応方針についての審議に関すること。	6人以内	2年
	札幌市住まいの協議会	本市における住宅施策についての審議に関すること。	12人以内	2年
	札幌市救急業務検討委員会	本市における救急業務に係る施策についての審議に関すること。	30人以内	2年
教育委員会	札幌市学校給食運営委員会	本市の学校給食の運営に関する必要な事項についての審議に関すること。	15人以内	1年
	札幌市学校結核対策委員会	市立学校において実施する結核対策についての審議に関すること。	20人以内	3年
	札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会	市立学校に在籍する幼児、児童又は生徒について、いじめその他の理由により、その生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態及び相当の期間において市立学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態に係る調査及び審議並びにこれらの事態の防止対策について	10人以内	2年

		の審議に關すること。		
札幌市幼児アセスメント委員会	私立幼稚園における特別な教育的支援を必要とする幼児に係る支援の内容、支援の必要性及び支援計画の作成に係る助言についての審議に關すること。	25人以内	2年	
水道事業管理者	札幌市水道施設整備事業評価委員会	本市が実施する水道施設整備事業（国からの補助金の交付の対象となる事業に限る。）について、その効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る観点からの評価を行うための審議に關すること。	5人以内	2年
病院事業管理者	市立札幌病院倫理委員会	市立札幌病院が実施する医学研究及び医療行為についての倫理的及び科学的な観点からの審議に關すること。	12人以内	2年
	市立札幌病院臨床研究審査委員会	市立札幌病院が実施する治療並びに医薬品及び医療機器を使用する臨床研究及び調査についての倫理的、科学的及び医学的な観点からの審議に關すること。	20人以内	1年

別表2（第2条関係）

番号	附属機関	所掌事務	定数	任期
1	受託者の選定に係る委員会	本市が発注する業務等に係る受託者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに15人以内	委嘱され、又は任命された日から受託者が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
2	本市財産の使用者等の選定に係る委員会	本市の財産、権利等を使用させ、又は譲渡する相手方の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに15人以内	委嘱され、又は任命された日から相手方が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
3	補助金、助成金等の交付対象者の選定に係る委員会	本市が実施する補助金、助成金等の交付対象者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに15人以内	委嘱され、又は任命された日から交付対象者が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
4	適格者、適任者等の選考に係る委員会	本市の各分野における労者の選考その他の功績、実績、適性、能力、経験等を踏まえた適格者、適任者等の選考（1の項から3の項までに規定する選定に係るものを除く。）及びこれに伴う事	それぞれの委員会ごとに15人以内	委嘱され、又は任命された日から適格者、適任者等が選考される日又はこれに伴う事務が終了する日まで

		務についての審査又は審議に関するこ と。		
5	作品、実演等の選考に係る委員会	作品、実演等の選考（1の項から3の項までに規定する選定に係るものと除く。）及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関するこ と。	それぞれの委員会ごとに15人以内	委嘱され、又は任命された日から作品、実演等が選考される日又はこれに伴う事務が終了する日まで

○市民動物園会議規則

平成26年10月6日規則第66号

市民動物園会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市附屬機関設置条例（平成26年条例第43号）第7条の規定に基づき、市民動物園会議（以下「動物園会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 動物園会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、動物園会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 動物園会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、動物園会議の会議の議長となる。

3 動物園会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 動物園会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 動物園会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、環境局において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、動物園会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の動物園会議に相当する合議体の委員長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に動物園会議の委員長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

(目的)

第1条 この要領は、市民動物園会議規則（平成26年10月6日規則第66号）第6条に基づき、円滑な審議を図るために、動物園会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 傍聴人は、前項に定める席以外の場所において傍聴してはならない。

(傍聴人員の制限)

第3条 議長は、傍聴席の都合により、傍聴人員を制限することができる。この場合における傍聴人の決定は先着順による。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他の危険物を持っている者
- (2) 示威のための旗、プラカード、拡声装置等を持っている者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他議長において会議の秩序維持のため必要があると認めた者

(傍聴人の禁止行為)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の行為をしてはならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明すること
- (2) 飲食又は喫煙
- (3) パソコン又は携帯電話の使用
- (4) 会議の妨害又は他の傍聴者の傍聴の妨げとなるような行為
- (5) その他会議の秩序を乱す行為

2 傍聴人は、写真、映像等を撮影し、又は録音をする際には、開会前に議長に申し出て許可を得るものとする。

(傍聴人の退場)

第6条 議長は、会議を公開しないこととした時、又は傍聴人がこの要領に違反するときは、退場を命ずることができる。

(その他)

第7条 議長はこの要領において、職員に指示をし、必要な措置を行わせることができる。